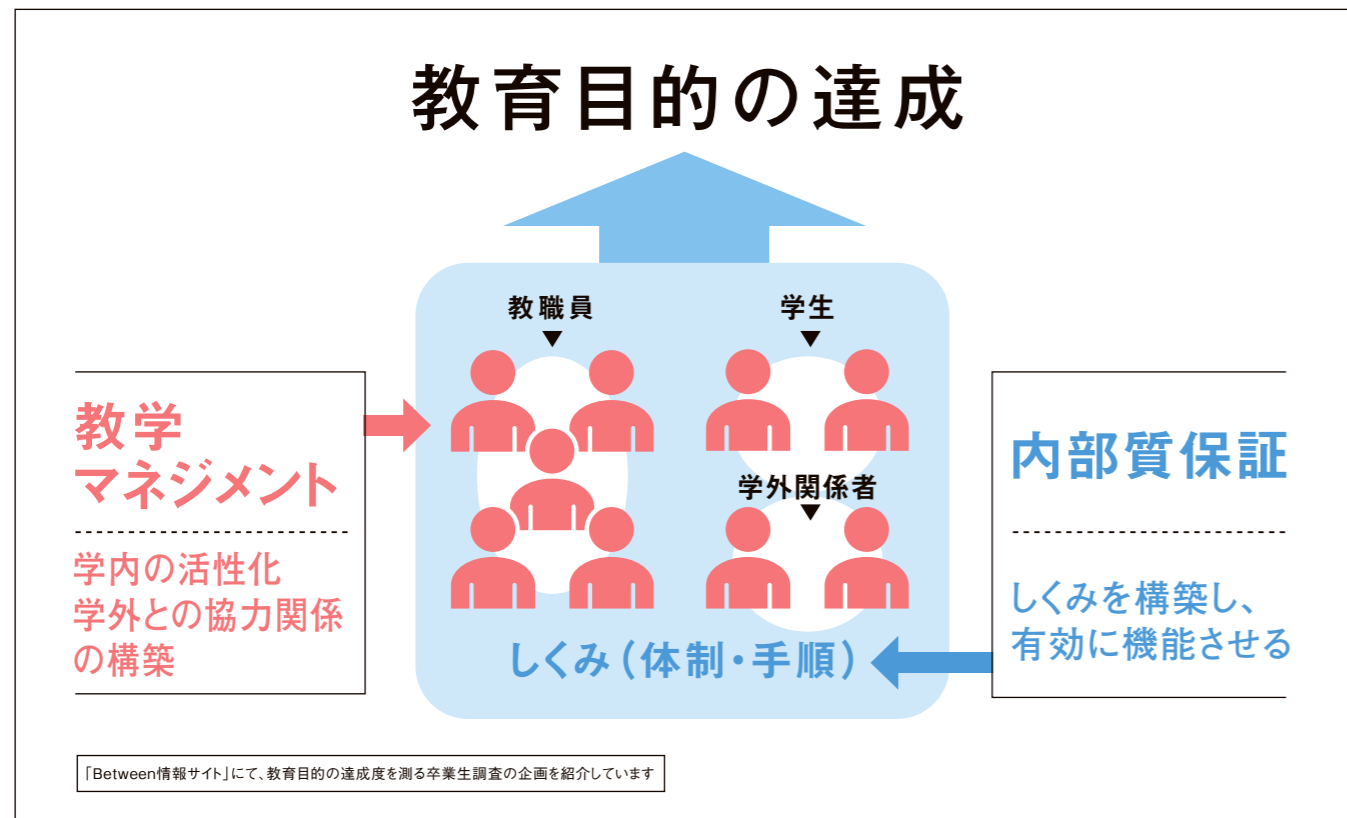


【図表1】「教育目的の達成」をめざす点は共通～内部質保証と教学マネジメントの関係～



認証評価と教学マネジメント

認証評価の第3サイクルで重要度が増した内部質保証。教育の質の改善・向上という点では教学マネジメントと狙いは同じだが、これらの違いは何か。両者の関係を考えると同時に、4つの認証評価機関に内部質保証を有効に機能させるためのポイントを聞いた。



【図表2】取材した認証評価機関の概要

網かけは内部質保証に関する項目

	独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	一般財団法人 大学教育質保証・ 評価センター	公益財団法人 大学基準協会	公益財団法人 日本高等教育 評価機構
(設立)	2000年に学位授与機構から大学評価・学位授与機構に改組*2	2018年に公立大学協会によって設立	1947年に自律的な大学団体として設立	2004年に日本私立大学協会を母体として設立
大学評価基準	①教育研究上の基本組織に関する基準 ②内部質保証に関する基準 ③財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 ④施設及び設備並びに学生支援に関する基準 ⑤学生の受入に関する基準 ⑥教育課程と学習成果に関する基準	①基盤評価：法令適合性の保証 ②水準評価：教育研究の水準向上 ③特色評価：特色ある教育研究の進展	①理念・目的 ②内部質保証 ③教育研究組織 ④教育課程・学習成果 ⑤学生の受け入れ ⑥教員・教員組織 ⑦学生支援 ⑧教育研究等環境 ⑨社会連携・社会貢献 ⑩大学運営・財務	①使命・目的等 ②学生 ③教育課程 ④教員・職員 ⑤経営・管理と財務 ⑥内部質保証

*2 2016年に国立大学財務・経営センターと統合し、大学改革支援・学位授与機構となる
※図表1、2は、編集部作成

内部質保証のしくみを動かす教学マネジメント

認証評価で重点評価項目に設定されている内部質保証と、教学マネジメントとの関係を整理することで、認証評価での効果的な対応につながる教学マネジメントのあり方について考えたい。

内部質保証は、教育研究の質を担保するための「^{※1}教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み」のことで、認証評価ではその①体制や②手順が明確に規定されているか、それらをふまえて③システムが有効に機能しているかなどがチェックされる。特に、体制や手順の規定の有無は、適合・不適合の判断に直結するため、どの大学も認証評価に向けて体制や手順のしくみは構築している。しかし、各評価機関への取材によると、それを有効に機能させるまでに至っていないケースも少なくなく、課題となっている。

一方、教学マネジメントは、マネジメント「からのアプローチによって、教育目的の達成をめざすもので、組織の中の個人の役割の明確化や組織間の連携促進、基盤投資による業務改善といった学内の活性化や学外関係者の巻き込み、外部資金の獲得といった学外

との協力関係の構築などを推進するものだ。そのため、教学マネジメントには、現場の改善努力を促し、その効果を最大化させて、内部質保証のしくみを有効に機能させる役割が期待される【図表1】。

例えば、点検・評価で課題が明らかになっても、日々の業務が忙しく、改善に着手できないケースもあるだろう。そのときは、組織的に評価から改善までをシームレスにサポートするしくみを設けることが一つの解決策になるが、これはマネジメント側でない設計しにくい方策だ。同様に、DXの推進などの投資を伴う改革も、現場からは出しにくい案だ。構成員一人ひとりが、学内の体制や手順をふまえて現状の見直しを継続的に行うことに加えて、マネジメント視点での支援が教育目的の達成には不可欠だと言えよう。

P.20、21に、【図表2】の各認証評価機関に聞いた内部質保証を有効に機能させるポイントを掲載している。「明文化による学内共有の推進」「参加型評価の実施」「質の文化の醸成」「学生の実態に即した学修成果の設定」といった指摘は、認証評価への対応にとどまらず、教育の充実にも関係するマネジメント課題となるものだ。参考にされたい。

*1 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」より

認証評価機関から見た 内部質保証のポイント

大学基準協会

教育をよくする一連のプロセスこそが重要

内部質保証という評価の部分、つまり PDCA の「C」のチェックがクローズアップされがちです。しかし、本協会では評価の前にある教育プログラムの「企画・設計 (P)」「教育の実践 (D)」も内部質保証の重要な要素だと考えます。つまり、DP、CP を定め、それに基づいた体系的な教育課程を設計し、効果的な教育を実践する一連のプロセスこそが内部質保証では大切なのです。

このような考えのもとに本協会では評価を行っていますが、その中で高評価を得た大学には共通する特徴があります。

まず①全学的な内部質保証のシステムが整備されていることです。執行部と学部、研究科の役割分担が明確に規定されている大学は両者の連携がスムーズで、システムとしての内部質保証がうまく機能しています。②客観的な評価をうまく取り入れていることもポイントです。「外部の専門家の目を通

して学部の教育を点検する」「学生の意見を取り入れる」など、自己点検・評価の客観性を高めることも重要でしょう。そして③質の文化があること、つまり「常に質を向上させよう」という考えを学内に共有する場や、しほみを設けているかも大切です。この「質の文化」を醸成していくことが、内部質保証の実質化ではとても重要だと考えています。

中教審の答申などを通して大学は、「DPをきちんと定め、学習成果の可視化に取り組みなさい」と言われ続けてきました。しかし、学習成果の可視化の前に、まず取り組むべきは「DPに明示した学習目標を習得できるような教育実践」だと言えます。それができてはじめて、測定・評価ができるようになるからです。さらに、測定した学習成果を教育改善に反映するしほみも欠かせません。これがないと検証する意味はありません。認証評価の受審を通じて、自学がこうした活動に適切に取り組んでいるかを見直すきっかけにしていきたいと思ひます。

事務局長 工藤 潤

大学改革支援・学位授与機構

自己点検・評価の体制、手続きの明文化が必須

内部質保証に関して、当機構が強く求めているのは「明文化」です。つまり、質保証の体制や手続きがきちんと規則として書き示されているかどうかを重視しています。体制に関しては、「誰が(あるいはどの組織が)責任を持つのか」をしっかりと確認し、手続きに関しては「誰が」「どのような基準に従い」「どのような方法を用いて」「どのような手順で」自己点検・評価し、改善・向上に結び付けるのかにポイントを置いています。

明文化にこだわる理由は3つあります。1つ目は「大学自身が決めたことは、必ず実行に移すだろう」と期待しているから。2つ目は「明文化することで、質保証に対する大学の考えが学内に共有されるだろう」と考えているから。3つ目は「質保証の体制や手順を社会に説明できるようにしてほしい」と願っているからです。誰がどのような手順で点検しているのか

を明確にする意味でも、文書で示すことは大切です。

内部質保証がうまく機能している大学は、「IR」「学生の声」「第三者評価」を内部質保証に取り入れています。一方で、データやステークホルダーの声を積極的に取り入れようとする姿勢はあるものの、それらを改善・向上につなげるしほみが乏しかったり、調査の位置付けが不明確だったりする大学も見られます。組織をつくったりアンケートを実施したりするだけでなく、データや外部の声を教育の改善・向上に生かすしほみについて、明文化の中で考える必要があるでしょう。

内部質保証とは、「大学として規則を決め、それに従ってチェックし、課題を認識したら改善する」というシンプルなしほみを構築することです。本音を言えば、内部質保証にかかる時間と労力を減らし、学生の成長のしほみを考えることに時間をかけていただきたい。そのためにも、定めることをきちんと定めて、それをしっかりと機能させることに取り組んでもらいたいと思ひます。

研究開発部長 土屋 俊

日本高等教育評価機構

自学の学生の実態に合った学修成果の設定を

内部質保証に関して、当機構が特に重点を置いているのは「法人を含めた大学全体の運営」と「学修成果」です。大学全体の運営に関しては、第三者評価(認証評価機関や設置認可後のアフターケアなど)を大学のPDCA サイクルにうまく取り入れているかも重視しています。

学修成果では、「一定の成果が上がっているか」という質の部分と、「質を向上させるしほみがあるか」というしほみの部分に着目します。ここで重要なのは「そもそもこの大学における学修成果とは何か」が明確であること。そして「それらをどの水準まで高めるのか」を示してあるかどうかです。例えば、同じ経済学部であっても首都圏の大学と卒業生のほとんどが地元就職する地方の大学では、卒業時に求める能力が異なるはず。また、入学者の資質・能力も大学によって異なるでしょう。4年間で何をどこまで伸ばすのか。自学の学生

の実態をしっかりと把握したうえで学修成果を設定すべきです。

われわれは認証評価の中で学生面談を実施していますが、「学修成果」という言葉を知らない学生がたくさんいます。本来、学修成果は学生のために測るもの。大学は、1年生にも理解しやすい言葉で「4年間でどんな力が身に付いて、何ができるようになるのか」を示す必要があるのではないのでしょうか。

教学マネジメント指針にしても認証評価の対応にしても、組織をつくるのが先行してしまっているように見えます。しかし、組織があってもうまく機能していないのでは意味がありません。そもそも数万人の学生を抱える大規模大学と1000人程度の小規模大学とでは、同じ組織をつくったところで同じように機能するはずがありません。自学の職員の数、役割を考慮したうえで、自学に合った教職協働のマネジメントのしほみを構築し、機能させてほしいと思ひます。

常務理事 事務局長 伊藤 敏弘

大学教育質保証・評価センター

自己点検・評価のシステムが機能しているかを重視

当センターでは、大学が法令に適合した運営をしているかどうかを確認したうえで、教育・研究の水準向上や特色の進展を促すことに力点を置いた評価を行っています。そのため、本センターの大学評価基準は、①法令への適合性を評価する「基盤評価」②教育研究の水準向上に向けた取り組みを評価する「水準評価」③特色ある教育研究の取り組みの進展を促す「特色評価」、の3つの基準で構成されます。

内部質保証を考える前提として、大学が積極的に情報公表に取り組み、内部質保証のエビデンスが社会に開かれていることが重要です。当センターでは「点検評価ポータル」 という共通様式で評価を行っていますが、これには社会から見て理解しやすい簡潔な様式を用いることで、公表資料へのアクセスを促す狙いがあります。また、大学が真摯に自己点検・評価に取り組めば、抱えている課題が明らかになりますが、そ

れをオープンにすることでかえって社会から低く評価されるといった誤解は避けなければなりません。そのため、課題とあわせて大学の改善努力が外から見てもわかるように、改善の取り組みの文脈の中で評価を行うようにしています。

内部質保証は3つの基準全てを通じて評価しています。基盤評価では内部質保証に関する規程、体制などを中心に確認します。その上で水準評価では、公表されたエビデンスに基づいて「取り組みに関して大学全体でどのような議論が行われたか」「その結果、どのような改善が見られたか」などのプロセスを確認しています。つまり、水準向上への取り組みについてはシステムとして機能しているかを重視しているのです。また、特色評価においては、学生や卒業生、地域の自治体や住民、高校関係者などに参加してもらい、いわゆる参加型評価を行い、ステークホルダーの意見を取り入れるようにしています。これらの評価を通じて大学の自己改善がさらに促されることを支援していきたいと考えています。代表理事 奥野 武俊